

R6交流－2号 令和6年度農山漁村しごと・くらし体験支援業務
 企画提案に関する質問及び回答

	質 問	回 答
1	中期（ミドル）滞在型交流体験プログラムの実施に関し、川崎町前川地域より今年度実施の意向は確認済みとの理解でよろしいでしょうか？	川崎町前川地域において、活動を実施している地域団体からは意向確認を得ている。
2	中期滞在型交流体験プログラムの実施にあたり、地域の受入団体等が参加者より、参加料などを徴収することは可能か？また逆に、参加者が受入団体等に短期雇用されるなどによって、受入団体等から報酬をもらうことは可能か？	地域の受入団体等がプログラム参加者より参加料などを徴収することは差し支えない。 また、参加者が受入団体等より報酬を受け取ることについて、双方の合意を得ているのであれば差し支えない。
3	中期（ミドル）滞在型交流体験プログラムの実施に関して、実施期間中は受託者が常に随行する必要があるか？	適切な業務実施を前提とした上で、支障が無いのであれば、常時随行する必要はない。
4	『令和6年度農村漁村しごと・くらし体験支援業務仕様書（案）』2業務の内容__（2）内容より、「二次年度の活動に向けた支援」と「ヘフォローアップの実施」は、併用して実施することは問題ないでしょうか？上記2つの違いについて、教えてください。	仕様書（案）における業務内容を満たすものであれば、併用しての実施は差し支えない。 なお、「二次年度の活動に向けた支援」については、「ハ 中期（ミドル）滞在型交流体験プログラムの実施」にて行った課題分析等を踏まえ、支援を行うものであり、「ヘ フォローアップの実施」については、仕様書（案）内にある全業務内容（イ～ホ）を踏まえ、支援を実施するものである。